



社協だより

かけはし

発行

社会福祉法人
四日市市社会福祉協議会

四日市市諏訪町2番2号
電話 059-354-8265
ファクス 059-354-6486

E-mail
yonsyaky@nth.biglobe.ne.jp

平成20年2月20日発行

第95号

平成19年度 四日市市社会福祉協議会 市民福祉講演会のご案内

『夫のかわりはおりまへん ～寝たきり夫人の介護体験記～』

講師 前 高槻市市長 江村利雄氏



● 問い合わせ先

市社協総務課管理係
電話 059-354-8265
ファクス 059-354-6486

※お越しの際は、できる限り公共交通機関をご利用ください。

● その他

手話通訳、要約筆記があります。
磁気誘導ループ、赤外線補聴システムを設置します。

● 参加費 無料

● 場所

四日市市総合会館8階 視聴覚室

● 日時

平成20年3月15日(土)
午後1時30分～3時30分

※会場の席数には限りがございます。ご了承ください。

ください。

どなたでもご参加いただけますので、お気軽にご来場

てみませんか。

介護される人も介護する人も住み慣れた地域で、より

第95号の おもな内容

- 特集：ご存知ですか？誰もが地域で安心して暮らすために支援を行う制度…P2、3
- 障害者福祉講座開催……………P2
- 地域の福祉活動紹介コーナー〈63〉、赤い羽根共同募金お礼 など……………P4

ホームページを開設しています。 http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~y_syakyo/

「誰もが地域で安心して暮らすために支援を行う制度」

誰もが地域で安心して暮らすために支援を行う制度

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしたい。しかし、認知症、知的障害、精神的疾病などにより、判断能力が不十分な人にとって、「福祉サービスを利用したいけれども手続きの方法がわからない」、「福祉サービスの利用料や、税金・保険料・電気代など、いろいろな支払いができるか心配」、「商品勧誘の人が来たときの対応が不安」、「通帳など、大事な書類をなくしてしまいたい」、「成りすまし詐欺に遭わないかしら」など、日々の暮らしの中でさまざまな不安があります。こうした、契約を行うこと、判断に迷うことといった不安に対して支援する制度があります。



福祉サービスの利用 援助や日常的な金銭 管理などの支援

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類の預かりサービスを行う事業です。市社協では、三河地域権利擁護センターを運営し、相談を受け支援しています。この事業は、本人との契約によりサービスの提供が行われます。そのため、契約が難しい場合などや、法律行為に関する支援には下記の「成年後見制度」があります。



「不安」を「安心」に!

契約などの法律行為 などを本人に代わっ て行う支援

成年後見制度

本人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）が、本人の利益を考慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり、必要な契約などの法律行為を行う制度です。成年後見人などは、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、その他法律で定められた人が家庭裁判所に申立て、関係者の意見を聴いた上で最も適任だと思われる方を家庭裁判所が選任します。

しかし、これらの制度は創設から7年以上が経過していますが、利用はまだまだ進んでいません。特に、成年後見制度は「申立ての方法を知らない」、「後見人の担い手がない」、「気軽に相談にのってくれるところがない」、「制度利用に必要な費用を支払うのが難しい」といった課題もあります。また、成年後見制度利用には申立てが必要ですが、その必要性があっても、身寄りがいなかったり、親族がいても関係が希薄であったり、親族による財産侵害があるといった場合などには、親族による申立ては期待できません。

市社協においても地域福祉権利擁護事業を核として、地域で自立した生活ができるよう支援していますが、支援内容の範囲には限界があり、成年後見制度の利用が求められるケースも多くあります。

市社協ではこれらの課題の解決に向けて、平成19年7月から、弁護士・司法書士・行政書士・学識経験者・福祉関係機関・行政などの参画を得て、『四日市市成年後見サポート事業検討委員会』を発足しました。この委員会では、四日市市における成年後見制度をとりまく現状や課題を整理し、解決策の検討を行う『調査研究委員会』と四日市市における施策案を検討する『施策検討委員会』で協議を重ねています。

『成年後見サポート事業検討委員会』で話し合われたポイント

解決策

課題

- ◆気軽に専門的な相談にのってくれる場所が無い!
- ◆成年後見人の担い手がない!
- ◆低所得者などは制度利用が経済的に困難!
- ◇成年後見制度に関する相談・手続きを支援する機関の設置
- ◇後見人の担い手となる機関の確保
- ◇行政施策として、後見人への補助や申立て補助の創設

検討委員会の詳細については、報告書を作成し、みなさまにお知らせいたします。

障害者福祉講座開催

阪神・淡路大震災を経験して考える
まちづくりと人権

去る12月1日(土)に四日市市障害者福祉センター主催の障害者福祉講座を開催しました。西宮市の障害のある人が運営する自立生活センター・メインストリーム協会の玉木幸則(たまきゆきのり)氏を迎え、『阪神・淡路大震災を経験して考える』まちづくりと人権』という演題で、体験談を中心にお話いただきました。

参加者の方から「地域防災に取り組みうえで参考になりました」また、「講師の一言にひきつけられ真剣に聴かせていただくことができました。日常的なコミュニケーションづくりが大切なこと、その中から誰が、どこで、どのような生活で過ごされているかを少しずつ把握していかなければと認識することができました」といった感想をいただきました。

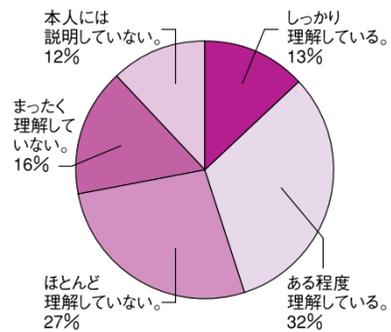
「非日常の災害」は、「日常の生活」と、大きくつながっています。誰にとっても共通な「命」や「個人の尊厳」、人と人との「つながり」について、日常的に繰り返し考えて、身につけていくことが、災害時(非日常の災害)には大きな力となります。まちづくりと人権を考える中で、防災への取り組みなどの現状把握や経過をふまえ、次のステップや方向性を見出していくことの大切さを考えさせられました。

大切なことを伝えていただいた講演会が終わり、会場で共有したひとつの感情は、「玉木さん、生きていて、よかった。ありがとう」という感謝の気持ちでした。



話に聞き入る参加者の皆さん

検討委員会が居宅介護支援事業所、障害者福祉施設など150か所(85か所から回答あり)に対して行った、**成年後見制度・地域福祉権利擁護事業に関する調査アンケート**の結果、福祉サービスの利用者の43%が、契約やサービスの内容に関して十分に理解されていないことが分かりました。



四日市市成年後見サポート事業検討委員会に関する問い合わせ先 **市社協 総務課 地域福祉係**

○電話 059-354-2294
○ファクス 059-354-6486

